

件名	区職員執務室の個室等の除去に関する陳情			
提出者 住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 〇			
受理年月日	平成27年12月2日	受理番号	第20号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区役所及びその関係機関並びにこれらの出先機関等における区職員の執務室を、一律大部屋にしてください。 2 区長を含む要職及び特定の部署の個室の一切を除去し、開かれた執務室を構築してください。 <p>(理由)</p> <p>不正等を予防し、墨田区政を開かれたものにし、健全な発展をさせるためには、墨田区職員の執務室を一律大部屋として開放すべきです。</p> <p>かねてより、全国的に官公庁の要職及び特定の部署は、機密情報を扱うことを理由に、個室又は孤島の要塞に籠もり、人目につかないところで、ろくでもない執務態度を日々横行させている職員が多いことが問題視されています。</p> <p>機密の保持と、大部屋での執務を回避し、又は人目につかないところで楽をすること若しくは怠けることとは、全く別問題です。</p> <p>多くの官公庁では、むしろ人目につかないところこそ、職員の執務様態不良による個人情報等の不当な取扱い、その他の不正が発生しています。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				